

○寒冷地手当支給規則

〔 通達24総務第18号 〕
〔 平成24年 3月26日 〕

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人環境科学技術研究所（以下「研究所」という。）における職員給与規程（平成2年12月3日2達第4号。以下「規程」という。）第26条の規定に基づき、寒冷地手当の支給について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、世帯主である職員とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員であって、規程第21条第2項に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）を有する者及び扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者をいう。

2 この規則において「基準日」とは、毎年11月から翌年3月までの各月の初日をいう。

(支給)

第3条 手当は、基準日において研究所に在勤する職員（職員就業規程（平成2年12月3日2達第3号）第27条第2号に掲げる事由に該当して休職にされている職員及び職員就業規程第45条の規定により停職にされている職員並びに職員就業規程第20条の2の規定に基づき育児休業している職員を除く。）に対して支給する。

(支給額)

第4条 支給額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じて、次の表に定める月額とする。

			支給月額
世帯等の区分	世帯主である職員	扶養親族のある職員	17,800円
		その他の世帯主である職員	10,200円
	その他の職員		7,360円

2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第32条により休職者の給与の支給を受ける職員に対して、前項の規定による額にその者の給与の支給について定められた同条の規定による割合を乗じて得た額を支給する。

(2) 前号に掲げるもののほか、職員就業規程第45条の規定により停職にされている職員及び職員就業規程第20条の2の規定に基づき育児休業している職員に対して手当は支給しない。

3 職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該職員の寒冷地手当の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員となった場合においては、その事実が生じた日より起算し、日割計算をも

って支給する。

(2) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない職員となった場合においては、その事実が生じた日より起算し、日割計算をもって支給する。

4 扶養親族と同居していないものであって、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）の別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が2以上ある場合にあっては、すべての当該住居）と国が定める寒冷地域の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの（以下「最短距離」という。）が60キロメートル以上であるものは、第1項の表の「扶養親族のある職員」に含まないものとする。

（支給日）

第5条 第4条の規定による手当の支給日は、基準日の属する月の18日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）とする。

（端数の取扱）

第6条 この規則の定めるところによって算出した金額に50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数は1円として計算する。

附 則

1. この規則は、平成24年4月1日から施行する。
2. 寒冷地手当支給規則（平成2年12月3日2企管第3号）は廃止する。